

当院の施設基準

【保険医療機関】

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行う保険医療機関です。

【小児科外来診療料】

6歳未満の小児に対して検査や処置、処方などの診療を行った際に（初診または再診）算定させていただきます。

【生活習慣病管理料Ⅰ・Ⅱ、生活習慣病管理料充実管理加算】

年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚労省は令和6年6月1日に診療報酬を改定し、これまでの『特定疾患管理料』を廃止し、個人の病状に応じた専総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ移行するよう指示がありました。

本改定に伴い、令和6年6月1日から高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様で、『特定疾患管理料』を算定していた方は、『生活習慣病管理料』へと移行します。この改定に伴い患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動等に関する指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』を作成いたします。

また患者様の状態に応じ、28日以上長期処方やリフィル処方の変更を行う場合がございます。

【特定疾患療養管理料】

当院では、厚生労働省が定める特定疾患に対し、長期治療計画に基づき療養上の管理を行った場合、特定疾患療養管理料を月2回まで算定しております。

【持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算】

当院では睡眠時無呼吸症候群などで在宅にてCPAP療法（持続陽圧呼吸療法）を受けている患者様に対し、情報通信機器を用いた遠隔でのモニタリング・指導を実施しております。

【在宅酸素療法指導管理料 遠隔モニタリング加算】

当院では在宅酸素療法を必要とする患者さんに対し、在宅酸素療法指導管理料の施設基準を満たして診療を行っています。酸素機器の管理や使用方法の指導、緊急時対応を行い、安全な療養生活を支援しています。

【外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）】

良質な医療提供のため、スタッフの賃上げを行い、人材確保に努める取り組みです。

このため患者様のご負担が上がる場合がありますが、このベースアップ評価料による診療費の上乗せ分は、医療現場で働く方々の賃上げに全て充てられます。

【外来・在宅物価対応料】

昨今の物価高騰に直面する中、医療提供体制を維持するため国の方針に基づきすべての患者様に算定させていただきます。

医療の質の維持、安心して受診していただける環境のためよろしくお願いします。

【外来感染対策向上加算・連携強化加算】

当院では下記の院内感染防止対策に取り組んでいます。

- ・院内感染管理者（院長）を配置し、職員一同で院内感染対策に取り組んでいます。
- ・感染防止対策業務指針及び手順書を作成し、職員全員がそれに従い院内感染対策に取り組んでいます。
- ・職員全員に対し年2回院内研修を実施し、感染防止に対する知識向上に取り組んでいます。
- ・感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、一般診療の方と導線を分けた診療スペースを確保して対応します。 ・連携医療期間又は医師会と感染対策連携を取っております。

【電子的診療情報連携体制整備加算】

当院では医療DXの推進に向け以下の体制を整えております。

- ・オンライン請求を行っております。
- ・明細書を無償で交付を行っております。
- ・オンライン資格確認を導入しております。
- ・資格確認で取得した情報（薬剤情報・特定健診情報等）を、診察室で医師等が閲覧・活用できる体制を整えております。
- ・マイナンバーカードの利用率が30%以上となっております。
- ・マイナポータルで確認できる情報に基づき、患者様からの相談に対応できる体制を整えております。
- ・院内掲示およびWebサイトで必要な情報を掲示しております。

【一般名処方加算】

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医療品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医療品について特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患

者様に必要な医薬品を提供しやすくなります。ご理解、ご協力をお願いいたします。

【長期処方・リフィル処方せんについて】

当院では患者さんの状態に応じ、

- ・28日以上 of 長期の処方を行うこと
- ・リフィル処方せんを発行すること

のいずれの対応も可能です。

※なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは、病状に応じて担当医が判断いたします。